８南監第８号
令和８年８月２８日

南木曽町長　　向井　裕明　様

南木曽町監査委員　　青木　太吉

南木曽町監査委員　　山﨑　隆二

令和７年度　財政健全化及び資金不足比率審査意見書
令和７年度　南木曽町国民健康保険特別会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町後期高齢医療保険特別会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町簡易水道事業会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町特定環境保全公共下水道事業会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書
令和７年度　南木曽町浄化槽市町村整備推進事業会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により審査に付された、令和７年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和７年度

南木曽町財政健全化及び資金不足比率審査意見書

南木曽町監査委員

令和７年度南木曽町財政健全化及び資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年８月２８日

第３　審査の着眼点

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか等に主眼をおき実施した。

第４　審査の主な実施内容

審査に付された書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第５　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、計数も正確であると認められた。

第６　審査内容

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

（１）健全化判断比率

単位：％

健全化判断比率	令和７年度	早期健全化基準	備　　考
① 実質赤字比率	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	20.0	
③ 実質公債費比率	8.6	25.0	R7 単年度　7.1%
④ 将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率については、赤字額がないため「－」と表記。

①実質赤字比率について　　特に指摘すべき事項はない。

②連結実質赤字比率について　　特に指摘すべき事項はない。

③実質公債費比率について

令和７年度の実質公債費比率は３年平均で 8.6%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

昨年度の 8.9%から 0.3 ポイント減となった。令和７年度単年度では 7.１%と前年度から 0.4%減少した。これは、国の補正予算による地方交付税の増及び企業会計への地方債の償還の財源に充てたと認められる公債費繰出金の減によるものである。起債発行に許可が必要となる 18.0%を下回る水準を維持している。

④将来負担比率について

令和７年度の将来負担比率は、決算統計上「―」となった。

この理由は、基金積立による基金残高が増加し、地方債残高が減少したことによるものである。しかし、公営企業会計の施設更新、維持管理費等将来比率を引き上げる要素はある。

（２）資金不足比率

単位：％

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備　考 一般会計繰入金	前年比較%
南木曽町国民健康保険特別会計	—	20.0	20,206,378	96.8
南木曽町宅地造成事業特別会計	—	20.0	4,832,000	209.4
南木曽町後期高齢医療保険特別会計	—	20.0	24,151,000	95.5
南木曽町簡易水道事業会計	—	20.0	16,837,000	122.2
南木曽町特定環境保全公共下水道事業会計	—	20.0	50,327,000	113.5
南木曽町農業集落排水事業会計	—	20.0	48,119,000	103.9
南木曽町浄化槽市町村整備推進事業会計	—	20.0	67,285,000	120.2

※資金不足比率は、資金不足が生じていないため「－」と表記。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き的確な資金需要の把握を行うとともに安定した経営基盤の構築を望むものである。